## 6. 住民税の寄附金控除

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを生かすことができるよう、地方公共団体に対する寄附金税制が大幅に拡充され、寄附した金額の5千円を超える部分について、個人住民税の所得割額の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されます。

◆夫婦子2人(うち、1人特定扶養)の給与所得者の場合

	年収 500 万円の方		年収 700 万円の方		年収 1,000 万円の方	
1 万円 寄附したとき	<b>5,000 P</b> 個人住民税 所得税	3 <b>控除</b> 4,700 円 300 円	<b>5,000 F</b> 個人住民税 所得税	<b>円控除</b> 4,500 円 500 円	<b>5,000 P</b> 個人住民税 所得税	日 <b>控除</b> 4,000 円 1,000 円
3万円 寄附したとき	<b>17,400 F</b> 個人住民税 所得税	<b>丹控除</b> 16,100 円 1,300 円	<b>25,000</b> 個人住民税 所得税	<b>円控除</b> 22,500 円 2,500 円	<b>25,000 F</b> 個人住民税 所得税	<b>丹控除</b> 20,000 円 5,000 円
5 万円 寄附したとき	<b>20,400 F</b> 個人住民税 所得税	<b>9控除</b> 18,100円 2,300円	<b>38,400</b> 個人住民税 所得税		<b>45,000 F</b> 個人住民税 所得税	
10 万円 寄附したとき	<b>27,900 F</b> 個人住民税 所得税	<b>丹控除</b> 23,100 円 4,800 円	<b>48,400</b> 個人住民税 所得税	38,900円	<b>82,500 F</b> 個人住民税 所得税	<b>円控除</b> 63,500円 19,000円

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

個人住民税の寄附金控除を受けるためには、寄附先などからもらった領収書などを申告書に添付のうえ、所得税の確定申告を行っていただく必要があります。

なお、所得税の確定申告を行わない方は、住民税の申告を行っていただく必要があります。この場合、所得税の 控除は受けられません。

## 申告相談日程表

地区	対象地区・自治会	期日	申告会場及び受付時間
全地区	市内全域(指定日に申告できない方)	2月16日(火) 17日(水)	市役所税務課(午前8時30分~午後5時30分)
盛里	盛里地区	18日(木)	盛里地域コミュニティセンター (午前9時30分~午後4時)
宝	金井・中津森・厚原・平栗・加畑・サンタウン平栗 下大幡・上大幡・高畑・サンタウン宝	19日(金) 22日(月)	宝地域コミュニティセンター (午前9時30分~午後4時)
禾 生	田野倉・大原・田野倉団地 四日市場・月見が丘・富士見台・井倉・九鬼団地・ 井倉団地・サンタウン井倉 古川渡・小形山・川茂	23日(火) 24日(水) 25日(木)	禾生地域コミュニティセンター (午前9時30分~午後4時)
東桂	十日市場・蒼竜峡団地・上夏狩・下夏狩 桂町・境 鹿留(宮下・沖・古渡)	26日(金) 3月 1日(月) 2日(火)	東桂地域コミュニティセンター (午前9時30分~午後4時)
下谷·三吉	下谷1 ~ 4 丁目・下谷 (羽根子を除く)・三吉地区	3日(水)	いきいきプラザ都留 (午前9時30分~午後4時)
開地・川棚	開地地区・川棚・旭ヶ丘	4日(木)	
田原·上谷	田原1~4丁目・上谷	5日(金)	
上谷 中央・つる	上谷1~6丁目   中央1~4丁目・つる1~2丁目	8日(月) 9日(火)	市役所税務課(午前8時30分~午後7時)
つる・羽根子		10日(水)	※15日(月)は午後5時30分までです。
全地区	市内全域(指定日に申告していない方)	11日(木) 12日(金) 15日(月)	

※指定日時にご都合の悪い方を対象に、2月17日(水)、24日(水)及び3月3日(水)~12日(金)の間(土・日曜を除く)は、午後7時まで市役所税務課にて相談に応じます。

問合先 税務課 市民税担当